

赤穂市立坂越中学校 令和6年度 学校生活のきまり

I. 学校内の生活のきまり

○ 服装について

【全校共通】

式典や行事等、学校から指定がある時以外は、個人の体調等に応じて制服を選択し、正しく制服を着用する。

◇ズボン着用時

- ・ズボンをずらしてはかない。
- ・ベルトは黒色で、バックルが派手でないものを着用する。

◇スカート着用時

- ・膝が隠れる長さ(それ以上は短くしない)とし、折ったり、細工をしたりしない。
- ・黒もしくはベージュのストッキング・タイツ・レギンスを着用してもよい。

◇靴

- ・下靴は白の運動靴、上靴は学校指定の体育館シューズを使用する。
- ・体育等で運動をするため、運動に適したものを着用する。
スニーカータイプも認めるが、運動に適していない靴底が滑りやすい物や、極端に厚い物は認めない。また、同じ理由でハイカットやミドルカットも認めない。
- ・かかとを踏まない。防犯上の理由から運動靴の名前は靴の内側に書くこと。
校内ではく体育館シューズはかかとの見える所に名前を書いておくこと。

◇靴下

- ・靴下は、白・黒・紺を基調とする。ワンポイントの入った靴下とくるぶしソックスは可とするが、キャラクターや華美な物は不可とする。

◇中着・肌着

- ・柄物やプリント入りのTシャツ、ハイネック、パーカーは着用しない。

◇防寒着・防寒具

- ・登下校時に防寒着(上下可)やマフラー、手袋を着用しても良いが、すべりにくい物を着用するなど、安全面に注意すること。登校後、朝の会までに制服を正しく着用しておくこと。防寒着は、部活動に入部している人は部活動で購入・使用している物を使用し、未入部者は、学習の妨げにならず、華美でないものを着用すること。

※ 学校から指示があった時は、校内で防寒着を着用してもよい。

◇その他

- ・雨の日は体操服で登校してもよいが、登校後、8:15までに制服を正しく着用しておくこと。

【3年生】

◇校章、名札は左胸ポケットにつける。

◇詰襟学生服着用時

- ・中着は学校指定(校章・名前入り)のカッターシャツ又は体操服を使用する。式典、指示があった時は中着にカッターシャツを着用すること。
- ・ボタンをはずしたり、裾を出したりしてだらしく着ない。

◇セーラー服着用時

- ・中着は学校指定（校章・名前入り）のカッターシャツ又は体操服を使用する。式典、指示があった時は中着にカッターシャツを着用すること。
- ・袖のボタンはしっかりと留める。（ボタンをはずさない。）
- ・スカーフを極端に短くしたり長くしたりしない（スカーフ留めより 15 cm 程度とする）。

◇半袖カッターシャツ着用時

- ・学校指定（校章・名前入り）の物を着用すること。中着は半袖体操服か肌着とする。肌着は無彩色の無地とし、柄物やプリント入りのTシャツは不可とする。

◇その他

- ・カッターや体操服の上に白・黒・紺・グレーの中着を着てもよい。（裾や袖、襟から中着が出ないようにする。柄物、プリント入りTシャツ、ハイネック、フード付きの中着の使用は認めない。）

【1・2年生】

◇ブレザー着用時

- ・バッジ、名札（防犯のため校内のみ）を正しく装着する。
- ・中着は白色無地（長袖もしくは半袖）のカッターシャツもしくはニットシャツを着用する。シャツの一番上のボタンは閉めて、ネクタイかリボンを装着する。
- ・シャツの中着は、体操服の半袖もしくは肌着を着用する。肌着は無彩色の無地とし、柄物やプリント入りのTシャツは不可とする。

◇半袖シャツ着用時

- ・白色無地（半袖）のカッターシャツもしくはニットシャツを着用する。
- ・中着は、体操服の半袖もしくは肌着を着用する。肌着は無彩色の無地とし、柄物やプリント入りのTシャツは不可とする。
- ・校内では、シャツの胸部分に必ず名札を着用する。

◇その他

- ・寒い時は、カッターシャツを着た上に、ネクタイやリボンがはっきり見えるVネックのセーターやベスト（白、黒、紺、グレー）を防寒用として着用してもよい。
- ただし、丸首の物、柄物、ハイネック、フード付きは不可とする。

○ 頭髪について

頭髪は、勉強や運動、健康の妨げにならないような髪型にし、パーマ、染色、脱色、整髪料の使用、そり込み、極端な刈り上げ等は禁止する。髪が肩に掛かっている生徒は、学校から指示があった時（体育実技の時など）に黒紺茶のゴムで束ねる。（束ねたところが頭頂部にならないようにする。）ピンは黒を使用する。特別な事情がある場合は申し出る。

2. 校外の生活について

- ・校外にあっても、常に坂越中学校の生徒としての自覚をもち、地域社会の一員として責任ある行動を心がける。
- ・校区外への外出および市内外への行事への参加は、保護者の責任で参加する。
- ・外出時には保護者に行き先・帰宅時間を告げ、暗くなる前に帰宅する。
- ・小学校の運動場等で遊ぶ場合は、必ず小学校の職員室にいき、先生の許可を得る。

- ・遊技場（ゲームセンター等）やカラオケボックスなどに生徒だけで出入りはしない。
- ・外出時に、恐喝・暴力・痴漢行為などの被害を受けた場合には、すぐに警察へ連絡し、その後、学校へも連絡を入れること。
- ・インターネットやSNS等で、困ったことが起こったときは、必ず保護者や先生に伝え、必要であれば警察や兵庫県の相談窓口に連絡すること。
- ・保護者同伴でない、外泊は禁止する。
- ・何か問題があったときは学校（担任、顧問等）に相談すること。